

一般社団法人日本応用地質学会 研究部会運営規程

平成 24 年 3 月 23 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の研究部会は、定款第 4 条の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 研究部会は、前条の目的を達成するため、規則第 91 条第②項に従い理事会の承認を得て次の各号の業務を行う。

- 一 応用地質学に関する特定分野の研究
- 二 応用地質学分野における技術の伝承活動
- 三 外部からの受託研究

第 2 章 研究部会の構成及び運営等

(構成及び定員)

第 3 条 研究部会の委員は、次の各号の構成とするが、第二号の副研究部会長、第三号の幹事、第五号の臨時委員及び第六号の顧問は必要に応じて設けるものとする。

- 一 研究部会長
- 二 副研究部会長
- 三 幹事
- 四 委員
- 五 臨時委員
- 六 顧問

②研究部会の委員には特に定員は設けない。

(職務)

第 4 条 研究部会長は研究部会の事務を統括する。

②副研究部会長は研究部会長を補佐し、研究部会長不在の時はこれを代理する。

③幹事は研究部会長及び副研究部会長を補佐する。

④顧問は研究部会に対して指導・助言を行う。

(選任及び委嘱)

第 5 条 研究部会長は、規則第 91 条第③項により、理事会が選任し、会長が委嘱する。

②第 3 条第二号から第六号までの委員は、規則第 91 条第④項に基づき会員からの公募及び部会長の推薦により理事会で選任し、会長が委嘱する。

④副研究部会長は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

⑤幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 91 条第⑤項及び第 73 条第①項より、2 年とする。ただし再任を妨げない。

②臨時委員の任期は、2 年以内の必要な期間とする。ただし、一定期間を経た後の再任を妨げない。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の決議により解任することができる。

(召集)

第 7 条 研究部会は、規則第 91 条第⑤項及び第 74 条第①項により、研究部会長が召集する。

(定数及び決議)

第 8 条 研究部会にて決議を行う場合は、規則第 75 条第①項に準じて委員現在数の過半数の出席（次項の委任状を含む）をもって研究部会は成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項に準じて委任状を委員長宛に提出する。

③議事は規則第 75 条第⑤項に準じて出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは研究部会長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 研究部会長は、規則第 76 条第①項に準じて毎事業年度終了後すみやかに事業報告を研究教育部門長に提出しなければならない。研究教育部門長は、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②研究部会長は、規則第 76 条第②項に準じて毎事業年度開始日の前日までに翌年度の事業計画案及び予算案を研究教育部門長に提出しなければならない。研究教育部門長は、毎事業年度開始日の前日までに翌年度の事業計画案及び予算案を総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 研究部会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条に準じて議事録として記録し、次期研究部会に引き継ぐ。

(報告)

第 11 条 研究部会における業務の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じて、定期的に研究教育部門長に報告し、研究教育部門長はその業務の経過及び結果を総務委員会及び理事会に報告する。

(研究成果の公表)

第 12 条 研究部会の研究成果（最終研究成果に限らない）は、シンポジウム、講習会、学会誌、出版などにより公表することを原則とする。

②研究部会は、公表する研究成果について、公表前にその内容及び公表方法を研究教育部門長に報告し、研究教育部門長はその内容及び公表方法について理事会の承認を得るものとする。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 24 年 3 月 23 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、各研究部会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。